「世界に誇れる奈良公園」を目指して

奈良公園は、明治 13 年 2 月 14 日、興福寺旧境内地等の風致景観を守るため、その一画を公園としたことに始まり、その後、拡張整備を経て、今日の奈良公園の姿を形成し、当時より、わが国を代表する公園として広く親しまれ、今日も世界中からたくさんの人たちが訪れています。

1 これまでの取り組み

■ 「名勝奈良公園保存管理・活用計画」とは

・ **「名勝奈良公園保存管理・活用計画」は、名勝奈良公園の有する本質的価値を適切に保存管理するとともに、地域の共有財産として有効に活用する指針**を定めるため、奈良県が平成 23 年 3 月に策定したものです。

■ 「奈良公園基本戦略」とは

・ 県は、公園の抱える課題を解決し、一人でも多くの方に公園へ訪れていただき、名実ともに「世界に誇れる奈良公園」にしていくことを目指しています。

・ 名勝奈良公園保存管理・活用計画を踏まえ、**「奈良公園基本戦略」は、公園の維持・利活用・取組体制について基本的な考え方、今後の方向性、重点的な取り組み**を定めるため、奈良県が平成 24 年 2 月に策定したものです。

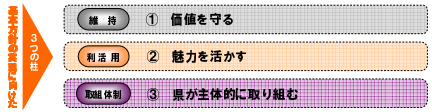

名勝奈良公園の本質的価値

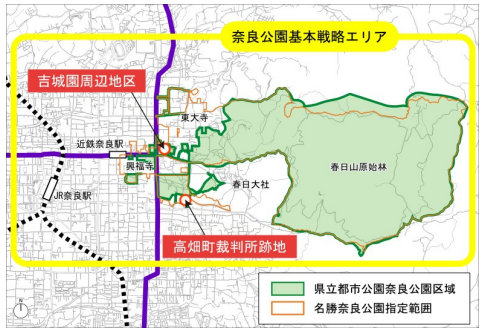

2 取り組みによる成果

■「維持」：価値を守る

春日山原始林の保全

奈良のシカの保護・育成

奈良公園内の適切な樹木の管理による植栽景観づくり

■「利活用」：魅力を活かす

近鉄奈良駅前行基広場大屋根の設置

新たな歩道の整備

適切な樹木管理と遊歩道等の整備

3 「奈良公園地区整備検討委員会」とは

奈良公園地区整備検討委員会は、「名勝奈良公園保存管理・活用計画」及び「奈良公園基本戦略」に基づき、**奈良県が行う取り組みについて幅広く意見を伺う**ため、平成 22 年に設立しました。

さらに、平成 26 年に設立した**奈良公園地区整備検討部会は、奈良県が行う取り組みについて専門的な見地から意見を伺っています。**

検討イメージ

4 「吉城園周辺地区」・「高畑町裁判所跡地」

奈良県は、平成 22 年より 8 年に渡り、両地区の整備内容について奈良公園地区整備検討委員会に意見を伺いながら議論を深めてきました。その上で、両地区を奈良公園に編入して取り組みを進めることとしました。

■ 吉城園周辺地区

・ 独特な邸宅の佇まいなど、名勝地として良好な風致景観が残る一方で一部の建物は老朽化が著しく、また、樹林地も鬱蒼としており、その価値を十分に維持できていない状況にあります。

・ このため、**江戸末期から昭和初期の「和を基調とした風情の中に洋を感じる近代建築物」と庭が織りなす空間のありかたと、往時を偲ばせる邸宅の雰囲気を醸し出す空間美を保存するため、ゆったりとくつろげ、宿泊もできる空間をつくる**こととしました。

整備前

当該地（赤枠）の状況（平成２６年）

整備後のイメージ

「吉城園、知事公舎、世尊院など、既存の庭園や建物を有効活用し、当該地の価値を高め活用する。」

■ 高畑町裁判所跡地

・ 敷地内には、大正期に財閥が作庭した庭園が現存しています。志賀直哉や武者小路実篤など、日本を代表する文化人が交流した場として、近代の奈良公園を代表する庭園と高く評価されています。

・ しかしながら、近年は竹林の繁茂や塀の倒壊等により、名勝地の環境を損ねているだけでなく、倒木による人身事故も発生しており一般公開も出来ておらず、十分に維持できていない状況にあります。

・ このため、**奈良公園にふさわしい歴史と文化の香りが漂う「大正期作庭の庭園の復元し、一般の方々に開放する」とともに、「敷地内の一部に名勝指定当時を偲ばせる宿泊施設の整備」に取り組む**こととしました。

整備前

出典：国土地理院より作成

当該地（赤枠）の状況
（昭和 50 年～平成７年）

整備後のイメージ

「庭園の復元を主役に、平成７年まで裁判所官舎があった庭園の両脇に宿泊施設を建て、当該地の価値を高め活用する。」

■ 民間活力の導入

・ 両地区のように価値の高い庭園を有する箇所を維持していくことは、奈良県にとって費用面を含み負担となっているため、必要な手段として民間活力を導入することとしました。

・ 今後は民間事業者の整備内容も併せて、奈良県がトータルにマネジメントしながら取り組みを進めるとともに、**奈良公園地区整備検討委員会を継続的に開催し、整備内容のチェック、ブラッシュアップ**をしていきます。

5 「高畑町裁判所跡地」の価値を“さらに”高めるために

奈良県は、高畑町裁判所跡地の整備内容について、奈良公園地区整備検討委員会で幅広く、深く意見を伺いながら、公園の価値を高め、さらに保存管理・活用につながるよう取り組みを進めています。

Q1 奈良公園に“巨大なリゾートホテル”が建つの？

☞ **断じて違います。建てるのは、Point 平屋の茶室、低い２階建ての和風の宿泊施設と、交流や飲食ができる施設です。**

- 高畑町裁判所跡地の整備内容の主役は、志賀直哉や武者小路実篤などの文豪が茶の湯文化を楽しんだ文化的価値の高い庭園の復元です。
- その脇役として、庭園の両脇のかつて裁判所官舎があった場所へ宿泊施設と交流・飲食施設をつくります。ともに、高さ８メートル以内の２階建ての和風の建物を予定しています。

① 庭園と一体となる飲食施設

Q2 宿泊者以外も利用できるの？

☞ **利用できます。Point 庭園の一般公開をはじめ、より多くの方に利用いただける環境となります。**

- 現在、当該地は塀に囲まれており竹林が繁茂し、一般の方は敷地内に立ち入れず、庭園も一部毀損（きそん）した状況にあります。
- 当該地の取り組みを進めることで、庭園を一般公開し多くの方に楽しんでいただくとともに、茶室、宿泊施設と交流・飲食施設も一般の方に利用していただくことができるようになります。

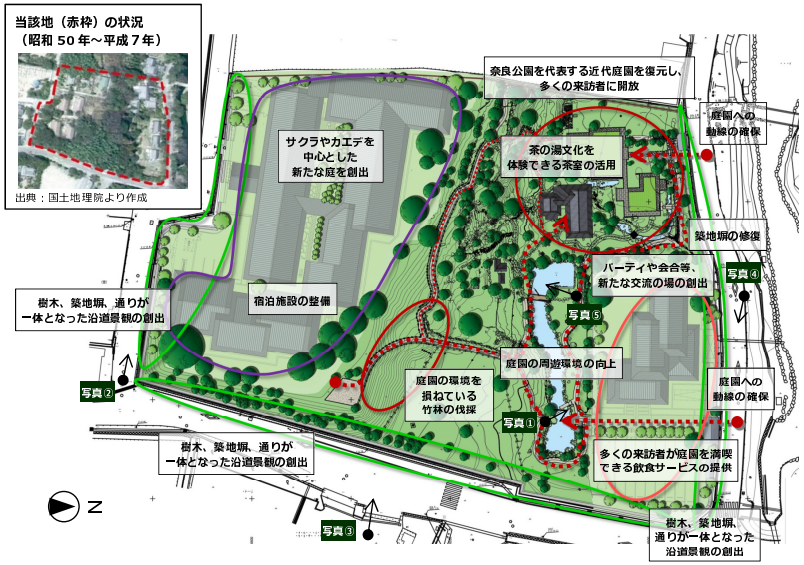

② 樹木を保存した南側の沿道景観

③ 築地塀と調和した東側の沿道景観

④ 鷺池と一体となる北側の沿道景観

Q3 奈良公園の美しい景観を壊すのでは？

☞ **絶対に景観を壊しません。むしろ、Point 名勝として高く評価された風致景観を高めるものです。**

- 奈良県は、現在の荒廃した状況を改善するため、毀損している石積みや石灯篭を積み直し、庭木を剪定し庭園を復元し、広く一般の方に公開していきます。
- さらに、庭園の両脇に建てる宿泊施設と交流・飲食施設は、庭園はもちろん、鷺池や飛火野など周辺の風致景観と調和したデザインとし、奈良公園全体の風致景観をより高めます。

⑤ 庭園の眺望景観と調和した宿泊施設

Q4 世界遺産「古都奈良の文化財」に影響はないの？

☞ **影響ありません。Point 世界遺産及び緩衝地帯に影響しないよう、慎重に取り組みます。**

- 奈良公園及びその周辺には、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産と緩衝地帯（バッファゾーン）が存在します。
- これらは、既存の各種規制（文化財保護法や古都保存法、奈良市風致地区条例など）により大切に保存管理されています。
- このため、Point **奈良県は、既存の各種規制を遵守することはもちろん、現在よりさらに良い環境や景観になるよう、奈良公園地区整備検討委員会で幅広く、深く意見を伺いながら、慎重に議論し取り組んでいます。**
- 緩衝地帯（バッファゾーン）には、ならまちの他、西の京駅周辺など既に市街地を形成している地域も、多く含まれています。

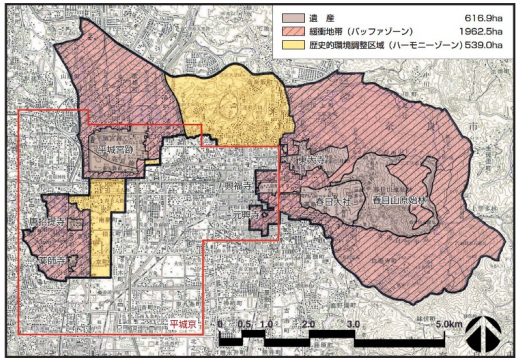

世界遺産「古都奈良の文化財」の資産と緩衝地帯　出典：奈良市

Q5 国指定天然記念物「奈良のシカ」が住む場所はなくならないの？

☞ **以前から敷地内にシカはいません。Point 今後も、敷地内で守られてきた植栽環境を保護します。**

- 当該地は、以前から塀で囲まれた場所でシカが入ることができません。奈良公園では珍しい豊かな植栽環境が残っていることが、奈良県が実施した調査からも明らかになり、価値が高いと評価も受けています。
- このため、整備にあたっては、以前と同様にシカを入れないよう風致景観と調和した塀を再現するとともに、豊かな植栽環境の保護を前提としています。

Q6：国指定特別天然記念物「春日山原始林」を壊さないの？

☞ **当該地は春日山原始林ではありません。しかしながら、Point 豊かな植栽環境を維持管理します。**

- 当該地は、国指定特別天然記念物「春日山原始林」の指定範囲に含まれていません。成り立ちから見ても、昭和７年までは家庭裁判所の官舎があり、植栽の維持管理が行われていました。
- その一方で、シカの影響を受けずに守られてきた豊かな植栽環境が残っていることから、奈良県は、Point **整備内容の検討に先立ち、専門的な見地から意見を伺いながら植物、樹木、野鳥の調査を実施し、保存すべき樹木、また、伐採すべき枯死木、外来樹木、繁茂した竹林を選定し、維持管理していきます。**

Q7：住民の意見はしっかり伝わっているの？

☞ **地元説明会を開催するなど、以前から説明の機会を持っています。Point 今後も、議会、地元説明会など、様々な機会を通じて説明していきます。**

- 奈良県は、当該地の整備内容について、奈良公園地区整備検討委員会で幅広く、深くご意見を伺うとともに、多くのご意見を伺えるよう、議会での説明、地元説明会（平成 28 年３月、同年６月）を２回開催しました。
- 今後も、議会で説明を継続することはもちろん、整備内容がより具体になった段階には、地元説明会を再度開催し、多くの方のご意見を伺っていきたいと考えております。

6 今後の取り組みについて

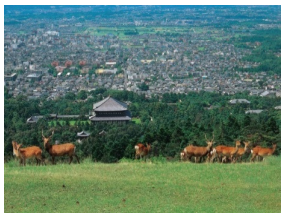

今後、様々なメディアを通じて、奈良公園の価値をさらに高めていくものであることを、より正しく、より丁寧にお伝えし、皆さまのご理解とご協力をいただけるよう、一層努力してまいります。

改めて、「吉城園周辺地区」、「高畑町裁判所跡地」をご覧いただければ幸いです。

【問合先】TEL：0742-27-8036（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
【H　P】☞世界に誇れる奈良公園で検索

奈良県まちづくり推進局奈良公園室

平成 29 年５月 26 日作成